

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

娘の結婚で考えたこと...

ヒマラヤから帰国して一ヶ月半。この間に事務所の引っ越し、娘（長女）の結婚式等々... イベントが続きました。結婚式も準備の真っ最中の8月末から10月中旬まで私が留守をしたため... モーニングの試着をどうする？どころか、五体満足で帰ってくるのか？と、家内に「も~この大切な時に、いい加減にしなさいよ」とこっぴどく叱られながら、やっとのことで無事に役目を終えました（笑）

● 子育ての使命と理念

ただ、考えてみると今に始まったことではなく、「目に入れても痛くない娘」と言われますが、私は娘たちの入学式にも卒業式にも運動会にも、ほとんど行ったことがありません。もちろん仕事が忙しかったことありますが、「娘たちが頑張っている時、自分は自分の戦うべき場で戦う。母親が家族を見守るのが仕事ならば、父親は社会に向かって戦う後姿を見せることが仕事だ」という価値観が根っ子にあったのだと思います。父親と母親の役割は違います、最近の同じ役割を夫婦で対等に分担するという考え方は泉家にはなかったと思います。夫婦はグループではなく、別々の役割を担って一緒にゴールを目指すチームだということです。

また、我が家には家内と約束した「子育てに関する理念と方針」があります。「子供は社会からの預かりもの」... 子供は可愛い神様からの授かりものではありませんが、社会的な視点から考えると、社会から預かり一日でも早く自立した社会人に育てて社会に返し、社会の発展のために貢献できる子孫を残していくことが人類としての親の使命だと感じていました。

● 子育ての方針

そのための子育ての方針は、「自由、自立、素直」。人は自分の思った通りに「自由」に生き抜くことが一番大切です。そのためには「自分の人生はすべて自分の選択の結果である」という「自立」した価値観を育てることと、周りの人たちの意見を聞いて自分を変化させ成長できる「素直」さが大切だと思います。

その方針に沿って、娘たちには「大学までは面倒見るけど卒業したら家を出て自立すること」と言い渡してありましたから、二人とも大学卒業と同時に家を出ました。結婚すると聞いたときにも、「一人暮らしの娘が自分の伴侶を見つけて夫婦という最小単位のチームを持ち、私たち夫婦と対等な社会人として基盤を持つことになった」という安心感と親としての育て上げた達成感でいっぱいになり、悲しさや寂しさを感じる暇がふりませんでした。結婚式も家族中で大笑いした楽しい式になりました。そういう意味では、我が家は、親離れ、子離れがキチンと出来ているのかもしれませんが。

● 価値観は押し付ける？

子育てでも経営でも同じですが、大切なのは「何のために（目的・価値観）」であり「どうする（手段・能力）」はその次に続くものなのです。塾に通わせて能力を付けることは大切ですが、それは手法です。その能力を何のために発揮するのかを思考する力が価値観です。親の一番の役割は子供の価値観を育てること、そのためにはまず自分の価値観を子供に押し付けることによって子供は価値観の根っ子を作ることだと思います。そして、子供は出会いによりその価値観をブラッシュアップしながら自分のものとしていきます。

親から明確な価値観を与えられなかった子供たちは自分の根っ子を手に入れられないまま社会に出ます。最近、親と「価値観（人生観、仕事観等々）」についてまったく話したことがないという若者が多いようです。それはすべて親の責任ではないか?... と考えさせられる瞬間でした。

◆ 年末調整に向けて扶養の範囲の確認と改正事項

今年も残るところあと1カ月となり、恒例の年末調整の時期となりました。今月は、会社に提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載する控除対象配偶者および扶養親族について確認したいと思います。

● 配偶者控除、扶養控除とは？

「配偶者控除」・「扶養控除」の適用を受けることが出来るのは、配偶者および扶養親族がその年の12月31日の現況で次の要件のすべてに当てはまる場合となります。

- ① 民法の規定による配偶者（内縁関係は不可）または、親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）等
- ② 納税者と生計を一にしていること。
- ③ 年間の合計所得金額が38万円以下であること。
- ④ 青色申告事業専従者としてその年に給与の支払を受けていないこと、または白色申告者の事業専従者ではないこと。

● 扶養控除103万円の壁とは？～所得金額38万円の考え方～

収入金額から必要経費を差し引いた残りを所得といいます。事業を行っている場合、売上から経費を差し引いたものが事業所得となり、給与の場合は、給与総額から経費の代わりである給与所得控除額を差し引いた残りが給与所得となります。この給与所得控除は給与の額に応じて最低65万円から定められています。したがって、配偶者控除を受けることが出来る給与は65万円+38万円=103万円と逆算することが出来ます。

今年10月22日、政府は2016年度税制改正において配偶者控除の見直しを見送る方針を固めたことが報じられました。税制改正においては、女性が潜在力を十分に発揮しにくいことの要因の一つとして配偶者控除の縮小・廃止の議論がたびたびなされています。配偶者の就業や労働時間に与える影響の大きさから、『103万円の壁』と表されていますが、この103万円は上記のことから配偶者控除を受けるための要件の一つである“所得金額が38万円以下であること”と結びついています。

● 生計を一にするとは？

「配偶者控除」、「扶養控除」共に適用要件に挙げられている「生計を一にする」とは、必ずしも同居していることを必要とするものではなく、別居している場合であっても、生活費等の送金が行われている場合など金銭的に生活の面倒を見ている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。それに対して、同じ家屋に住んでいても、明らかに独立した生活を営んでいる場合には、生計を一にしているとは取り扱われません。

● 国外居住親族の扶養控除等について ～平成27年度税制改正～

平成27年度の税制改正により、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき給与等において非居住者である親族（国外居住親族）について配偶者控除や扶養控除の適用を受ける場合には、その国外居住親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」を提出又は提示することが必要となります。

親族関係書類とは、戸籍の附表やパスポートの写し等で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するものをいいます。また送金関係書類とは、金融機関の為替取引書類等の写しで、居住者がその年において国外居住親族の生活費または教育費に充てるための支払いを必要の都度、行っていることを証するものをいいます。

外国人労働者数は2014年過去最多となり従業員の状況も多様化する状況に応じて、税務制度も厳格化しています。扶養の範囲等ご不明な点につきましては、担当者までお問い合わせください。

★ ロゴマークとコーポレート・メッセージを一新しました！

今回の引越しに合わせて、事務所のロゴマークとコーポレート・メッセージを一新しました。



● ロゴマークの意味

右上を指した矢印（ベクトル）は以前から使っていたものですが、各社個別の色が決められTEAM全体では灰色としています。その右側に「横浜総合事務所」→「横総」→「yoko-so」と簡略化し横文字を使ったPOPな感じの文字を組み合わせ、『TEAMyoko-so』をロゴマークにデザインしてみました。

● コーポレート・メッセージの意味

ロゴマークに組み合わせて、今回、事務所のフィロソフィー（哲学）を一言で表す「コーポレート・メッセージ」を併記して、ひとつのロゴマークにすることにしました。

・・・『 変わらないは、つまらない 』・・・

進化論で有名な生物学者、チャールズ・ダーウィンの言葉で「最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるでもない。唯一生き残るのは、変化できる者である」という有名な一節がありますが、私たち経営者の仕事とは、まさしく環境対応業であると言っても過言ではありません。

その、経営環境の激変に対応して組織を革新しながら時代の流れに挑戦する経営者を、経営者の隣でサポートするのが私たち事務所のミッション（使命）でもあり、私たち一人ひとりの「仕事」でもあります。そして、事務所の基本行動理念の一つである「職場は価値観育成による人間形成の場である」という言葉の通り、その「仕事」を通して、変化（成長）していくことが私たち個人の究極の目的でもあります。

つまり、仕事でも個人の人生でも... 私たちの究極のフィロソフィーは「時代と社会の変化に対応し、自らが能動的に変化をリードしながら変化し成長し続け、社会の発展に貢献すること」なのです。

それを一言で、否定形で強烈に表現したのが、このコーポレート・メッセージです。



★ 悩める相続第8弾！

今月は「相続ケーススタディ第8弾」をお送りいたします。内容は先日、お客様からいただいた相続の問題です。

● 相続人が行方不明

父を亡くしたAさんは、四十九日が過ぎたところで、遺言がなかったため法定相続人である兄と弟の3人で遺産分割協議をしようとした。しかし、放浪癖のある弟は5年前に実家を出たきり音信不通で生死も分かりません。父親名義の不動産や預貯金の相続手続きはどの様に進めればいいのでしょうか。

● 家裁の活用を！

弟が行方不明である以上、このままでは父親の財産をどう分けるかを定める遺産分割協議を始めることできません。この場合はまず、「不在者財産管理人」を決めることから手をつける必要があります。

不在者財産管理人は、家庭裁判所が選任し、行方不明者などに代わって、その人が所有する不動産や預貯金、株式などを管理する権限を待ちます。

配偶者、相続人や債権者など行方不明者と利害関係がある人が裁判所に申し立てをします。申立人が候補者を推薦することも可能ですが、相続を控えている場合には裁判所が弁護士を指定して選ぶことが多いようです。仮にAさんが懇意の弁護士を推薦したとしても、Aさんと弟とは遺産分割上、利害が一致しませんから、裁判所がその弁護士を選任することはまずありません。

● 選ばれた財産管理人と協議

Aさんは、兄と、選ばれた財産管理人と3人で、遺産分けの方針について話し合うことになります。

ただし、相続は財産管理人に与えられた権限を越える重大な判断なので、遺産の分け方について裁判所の許可を得る必要があります。

Aさんと兄は、弟が不在なのをいいことに、例えば弟の相続割合を6分の1と、法定相続割合の半分に抑えようとするかもしれません。

しかし、家庭裁判所は正当な理由なく、弟の権利が侵害されるような遺産分割は許可をしません。

財産管理人の選任申し立ての費用は800円の収入印紙などです。

財産管理人に弁護士が就いた場合の報酬は、家庭裁判所の判断で行方不明者の財産の中から支払われます。

報酬は財産の大きさや業務の難しさなどに左右されますが、管理だけ出れば年間数万円、相続や不動産の売却などがあれば年間数十万円かかるのが相場の様です。

父親が亡くなった時点で、すでに弟が行方不明になって7年が経過していたとすると、家庭裁判所に「失踪宣告」を申し立することができます。

それには、行方不明者届けが警察署に受理されていたり、外務省を通じて在外公館に問い合わせをしても見つからなかったりした事実を示す資料が必要です。

裁判所が調査をして、失踪宣告がなされると、弟は法律上、7年経過の時点で亡くなったものとみなされます。その結果、弟には相続の権利がなくなります。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

Aさんが、弟の不在者財産管理人の選任や、失踪宣告などの手続きをすることなく、相続手続きを進めるには、必ず生前に父親に遺言を書いてもらうことが必要です。

何かご質問、ご相談がございましたら事務所にご連絡下さい。

稼げる男は「捨てる基準」をつくり

稼げない男は「残す基準」をつくる

(「稼げる男と稼げない男の習慣」松本利明著 より)

経営で一番難しいのは「捨て去ること」だと言われますが、普段の整理整頓でも不要なものはその場で捨て、何時自分が居なくなっても後任に引き継げる準備しておくのが仕事の出来る人。「使えそうだ」と何でも取っておくのが仕事の出来ない人。その通りですね。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 9 1)

★ 先日、静岡県沼津市の会計事務所様に2日間の研修に行ってお参りました。3年前に親族でないメンバーの方に事業承継し、製販分離を推進し、所員70名、地域一番事務所を達成された会計事務所さんでした。非常に多くのことを学ばせていただきましたが、一番強く感じたのは「熱い思い」は我々も同じですが、「厳しいまでの覚悟」と「行動力」の違いに愕然としました。現在、来期の経営計画の立案に入っています。今回学ばせていただいたことをしっかり活かしたいと思います。 (NISHIO)

★ もはや夏とは言えませんが、休暇を頂いてバリに行ってきました。結婚するときの気学の先生の「2人は好奇心が強いから、いつでも初めてのことふれるようにしたら長くやっつけられるよ」との言葉をきっかけに、良い方位・初めてのところへ1週間ほど旅行します。普段、会話が少なくても、場所が変わると不思議なもので色々な話をし、そんなこと考えてたんだあとビックリしたりします。お盆に実家に帰ったときも感じましたが、親しいひとほど、改めて話ができる時間を意識してとるようにしたいと思います。 (YAMAMOTO)

★ 数年前からMAS監査を導入頂いているお客様と久々の懇親会を開きました！社長と40代の右腕、左腕の幹部3名を含めたおっさんパワー…まだまだ夢の途中だと感じる夜となりました。成長する会社は、社長だけでなく、幹部の意識の高さにその根源はあるように感じます。何故意識が変わったのかと聞いたところ『横総の開催するセミナーに参加した時、本当の意味で危機感が共有できた』との振り返り。お客様に貢献するためには、未来創造塾などのTEAM全体で取り組む【仕組み】の大切さを教えて頂きました！ (TOCHIKURA)

★ ネパールから帰国して一ヵ月半、事務所の引越し、娘の結婚式、事務所見学会、社員感謝会…とイベント続きで土日の出勤も続き、山登りどころかジムにも一回行ったきりで、ヒマラヤで5キロ減った体重も3キロ戻りメタボ警報が鳴り始めました。このまま忘年会シーズンに突入すると本気でヤバイです(涙)
先週の土曜日は、新事務所のお披露目もかねて初めて社員の家族も招いて「社員感謝会」を開催しました。



社員の奥様、御主人、お子様、お父様、お母様、彼氏…にご参加いただき、来年の新卒内定者も参加し、本当に楽しい感謝会になりました。子供たちも10人近く参加して、事務所内は鬼ごっこ会場と化し大変な熱気でした。行きつけのお鮎屋さんにも来ていただき美味しいお鮎は食べ放題、美味しいオードブルも山盛り、お酒も飲み放題で、午後3時半からスタートした感謝会も最後のメンバーは12時近くまで飲んだようです。リフレッシュルームにホームバーまで備えた横総、なんだかこれからは心配です(笑) (IZUMI)

TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：平成27年12月15日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第9回「残された4年間」を考える！～今を変えられない組織に明日はない～

講師：株式会社 経営改善支援センター 代表取締役 戸敷 進一

日時：平成27年12月17日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 4期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します！

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成27年5月15日(金)～平成29年3月4日(土)

場所：日帰り／(株)日本BIGネットワークセミナールーム(東京駅八重洲口徒歩4分)

泊まり／湘南国際村センター セミナールーム(逗子駅よりバス20分)

募集：全12日間(内3回1泊2日) 90万円(税抜き)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)日本エスクロー信託

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕閣内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります